

被告適格（第 11 条、第 12 条第 1 項関係）についての検討課題

(参照条文)

(被告適格)

行政事件訴訟法第 11 条 処分の取消しの訴えは、処分をした行政庁を、裁決の取消しの訴えは、裁決をした行政庁を被告として提起しなければならない。ただし、処分又は裁決があった後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、その行政庁を被告として提起しなければならない。

2 前項の規定により被告とすべき行政庁がない場合には、取消訴訟は、当該処分又は裁決に係る事務の帰属する国又は公共団体を被告として提起しなければならない。

(管轄)

行政事件訴訟法第 12 条第 1 項 行政庁を被告とする取消訴訟は、その行政庁の所在地の裁判所の管轄に属する。

これまでの議論及びさらに検討すべき課題

取消訴訟の被告については、当該処分又は裁決に係る事務の帰属する国又は公共団体を被告として提起するものとすべきであるという基本的方向性につき意見が一致。

取消訴訟の被告を国又は公共団体と改めた場合に、現在よりも訴えを提起できる裁判所の範囲が狭くなることのないように管轄の規定を整備する必要があり、その他整備の必要な規定の有無について検討が必要と思われる。

検討すべき問題点

1 管轄の規定の整備

第 11 条を、「取消訴訟は、当該処分又は裁決に係る事務の帰属する国又は公共団体を被告として提起しなければならない。」との規定に改めた上で、第 12 条第 1 項を「取消訴訟は、当該処分又は裁決をした行政庁の所在地の裁判所にも、提起することができる。」に改める必要はないか

(補足説明)

取消訴訟の被告適格を、行政庁から当該処分又は裁決に係る事務の帰属する国又は公共団体に改めるものとした場合に、国の行政庁がした処分の取消訴訟は、行政事件訴訟法第 7 条及び民事訴訟法第 1 条第 1 項の規定により、原則としてすべて東京地方裁判所が管轄することとなる。

身近に処分をした行政庁がある場合においても必ず東京で訴えを提起しなければならないとすると原告の不便となる、との考え方に立てば、改正前と同様に、行政庁の所在地の裁判所にも、取消訴訟を提起することができることとする必要はないか。

2 行政事件訴訟法のその他の規定

行政庁の訴訟参加について定める行政事件訴訟法第 23 条の規定や、判決の拘束力について定める行政事件訴訟法第 33 条)の規定を維持する必要があるかどうか

(補足説明)

訴訟に参加させるべき行政庁が、被告となる国又は公共団体の機関である場合には、行政庁を訴訟参加させる必要はないと考えられる。他方、訴訟に参加させる必要のある行政庁が、被告となる国又は公共団体の機関ではない場合があるとすれば、そのような場合のため、行政庁の訴訟参加について定める行政事件訴訟法第 23 条の規定を維持する必要があると考えられるが、具体的にどのような場合が被告の機関ではない行政庁を参加させるべき場合として考えられるかについて検討する必要があるのではないか。被告のほかに判決の拘束力を及ぼすべき行政庁の有無についても同様の点が問題になるのではないか。